

1 観光プロデューサー（年間予算1200万円）の募集及び選考について

[分割質問方式]

本市におけるこれまでの観光振興対策の取り組みについては、過去一般質問で幾度も取り上げてきたが、非体系的なものであり、マーケティング発想に欠け、単発的なものであったと評価している。

優れた観光資源に恵まれる大津市において、そのポテンシャルを十分に生かせていない真因は、現行の観光交流基本計画やアクションプラン自体に問題があるほか、民間事業者との連携不足や、行政が発揮すべきリーダーシップが不足していることなどと考えられる。

こうしたことから、現在進められている次期観光交流基本計画の策定過程やDMOの設置検討作業の中で課題を徹底検証した上で、地域経済に貢献し中長期的視点から地域ブランドの向上につながる体系的かつ魅力的な施策が展開されていくことを強く求めたい。

最初に、次期観光交流基本計画やDMO設置協議に関して重要な役割を担うべき「観光プロデューサー」に関して以下質問を行いたい。

昨年まで年間900万円の予算で、課長補佐級の「観光プロデューサー」として(株)リクルートから本市へ出向して頂いていた檜垣敏氏が、引き続き本年4月から1200万円へ予算アップの上、本市観光プロデューサーとして働かれることになった。

まず伺いたいのは予算の妥当性である。

私はてっきり檜垣氏より知識や人脈、分析スキルが高い人物を採用するものだと思い込んでいたが、今回 同じ人物が、これまでとほぼ同じ仕事をするにも関わらず、出向に要する費用は300万円アップの年間1200万円となった

ことに大変驚いた。

現在の津市長の年間給料は期末手当を合わせて1198万円余り、教育長と公営企業管理者は1157万円余りであり、参考ではあるが市議会議員の報酬が888万円余りであることなどを踏まえても、課長補佐級で非常勤嘱託職員の観光プロデューサーが1200万円というのは、相対的に高額に思われるし、職務給の原則の点からも、また規範となる給与制度の観点からも、その額面には違和感を覚えるものである。

もちろん観光プロデューサーに求める職務上の責任が、市長や教育長以上のものであれば納得できるが、どのような基準に基づいて、今回の事業予算を算定したのかを伺いたい。

また今回の募集については、最初から檜垣氏を採用することを前提としたものではないかという疑念を強く抱いている。つまり募集が出来レースではないかという疑いである。

[補足説明資料を用いて募集・選考過程を説明]

個人的には、応募条件や勤務スタイル、募集時期を工夫することで、より優秀な人材を採用できたと考えている。

については私の疑念を払拭して頂きたく以下の質問に答えて頂きたい。

- ① 総務部の正規ルートを通じた職員採用も考えられるが、今回「応募資格」として、個人としての応募は認めず、事業者に限定した理由を伺う。
- ② 募集開始時期が年度末を迎える3月10日であり、実質的に他事業者や個人の検討の幅が極端に狭かったと言える。予算議決後の適切な時期に募集活動を行うこともできたはずであるが、なぜこの時期に（議決前にもかかわらず）議会に報告することもなく始めたのかを伺う。
- ③ 募集状況や選考過程について檜垣氏はイントラネットや職場での情報交換によって知りうる立場にあったが、行政としてどのようなインサイダー対策を講じたのかを伺う。
- ④ 選考委員3人は産業観光部長、政策監、管理監であり、檜垣氏と関係が深かったが、選考はどのように公平性を担保して行われたのか。書類選考や面接

では具体的にどのような事柄がポイントとなったのかを伺う。

なお、次回の募集においては、より優秀な人材へ門戸を広げるべく、応募条件の緩和や募集時期の見直し、また予算額に見合った職責（例えば部長級）付与などを図っていくべきと考えるが、産業観光部としてどのような見解であるのか、また市民や議員から疑念を持たれないような人材の募集活動とすべく、全庁的には今後どのような対策が考えられるのか、総務部からも見解を伺いたい。

2 堅田駅西口エリア（堅田・真野学区）の道路網整備等について

[分割質問方式]

堅田駅西口土地区画整理事業もようやく終わりが見えつつあり、地権者や西口土地区画整理事務所職員をはじめ関係者に感謝申し上げたい。本年秋には、かねてから提案してきた堅田駅の西玄関口の装景も、地域住民の声を反映しながら形成されていくことに期待を寄せています。

ところで先日、びわ湖ローズタウンと国道477号を結ぶ「都市計画道路3・4・21号（第3工区）」が供用開始となり、地域住民から評価の声を頂く一方で、すでにご存じの通り、国道477号の混雑度が増しており、朝夕や土日に限らず、慢性的な交通渋滞が発生しています。

対策としては、「都市計画道路3・4・21号」の残り区間の早期整備や、「都市計画道路3・4・52号（堅田駅西口線）」の整備着手が考えられ、市北部7学区から強い要望が出されています。

また堅田駅西口線の建設は、市長自身も開発に前向きである「大津湖西台エリア」と一体的な開発の必要性があることから、開発の方向性について、これまで都市計画部を中心とした市内検討会が開催されてきた。“稼ぐまち”という言葉が最近よく聞くが、大津市がより“稼ぐまち”となるための新たな企業立地候補地として有効活用しない手はないのではないかと考える。

については国道477号の慢性的な混雑解消のため、堅田駅西口エリア（堅田・真野学区）の道路網整備について、どのような認識を持ち、どのように対応しようとしているのか、また大津湖西台エリアに関する調査・検討作業の最近の進捗状況も合わせて伺うものである。

3 前教育長辞任の顛末及び、学校選択制などの教育行政に係る諸問題について

[一問一答方式]

1 教育長辞任の顛末について

最初にこの3月末日の前教育長辞任の顛末に関して伺いたい。

約8か月間の教育長不在期間を経て2014年11月に元秘書課長で、当時教育次長であった井上佳子氏が、議会の同意人事により、教育委員会委員に選任され、互選により教育長に就任した。

しかしながら本年3月、議会への説明責任を果たさずに、突如として教育長を退任したばかりか、教育委員会委員をも辞職した。市長からは「学校現場等への影響をかんがみて、年度当初をもって新体制へ移行することといたしました。」とし、「井上佳子現教育長につきましては、本日・3月31日をもって教育長及び教育委員を辞任されます。」との説明が3月31日になされたが、任期途中での辞任理由については触れられなかった。

ついでには井上教育長辞任及び桶谷教育長就任に関して、以下質問をしたい。

① 井上前教育長並びに教育委員会委員がその職を辞することになった、その理由を伺う。

② 井上前教育長は辞任後、時をおかずに、部長級である教育次長に任用されたが、どのような顛末によって採用に至ったのかを伺いたい。

③ 公募に依らない採用であったのであれば、そうした任用を可能とする条例または規程について伺う。

④ 学校現場を熟知する前教育次長から、井上教育次長への事務引継ぎは、学校現場の課題等を把握するうえで、非常に重要であると考えているが、どのように行われたのかを伺う。

2 コミュニティスクールと学校・地域コーディネート本部について

家庭・地域・学校が一体となった いじめ対策の推進のため、私が初めてコミュニティスクールの導入を提言したのが、2012年12月議会であった。翌年7月に、ときの富田教育長の英断により、コミュニティスクール制度の導入が決定されることになり、ようやく昨年度から市内2中学校を指定して実施

されているところであり、またコミュニティスクールと車の両輪ともいえる学校・地域コーディネート本部も、これまで6本部6小中学校で地域コーディネーターが配置され、地域住民による学校の子ども達への学習支援や、部活動指導、登下校安全確保や学校行事支援などがなされている。本年度は8本部12小中学校へ拡充する方向であり、その姿勢を評価するものである。

ところで、地域住民が学校運営に携わることは、特色ある学校づくりにつながり、ひいては子ども達の地域愛醸成や、学校を核とした地域全体のつながり創出の効果を期待できる点で、大いに推進すべきものであるが、一方で、本市においては既存の学校協力者会議があり、各地域においてはコミュニティスクールとの差異がうまく理解されていないことも多いと聞く。

についてはコミュニティスクールの指定校を増やすために、教育委員会としては具体的にどのように取り組もうとしているのか、全国ではほとんど例がないが、市民への理解促進や実効性を担保すべく条例化の検討を含め、今後の具体的な対応策を伺う。

先日視察に伺った学校では、吹奏楽部で用いる楽器がひどく傷んでいる状態であった。

[補足説明資料を用いて募集・選考過程を説明]

聞くところによると多くの学校で同様の状態であるという。今回質問をするに当たり、事前に担当課へ確認したところ、楽器の更新は全学校合わせて年間300万円程度の予算しかなく、修繕費は200万円を切るという大変脆弱なものであった。

ご存知の通り、楽器は購入するにしても一台数十万円するものばかりで、修繕も少なくとも数万円する。ほとんどの吹奏楽部では故障し、音質がひどく悪い楽器を使うか、公共財にも関わらず修繕費を寄付して使用しているケースもあるという。

言うまでもなく、学校の子ども達の文化芸術やスポーツの課外活動（部活動）は、体力や集中力、協調性を磨くだけではなく、卒業後も生きる人間関係の形成や、将来の可能性を拓げる観点からも大変重要であると考えており、今回の吹奏楽部の事例に限らず、より一層、部活動への財政支援を拡充していく

べきである。

現在、小中学校区単位で子どもの教育振興を目的とする任意団体が存在していることがあり、当該団体により児童や学校、または部活動などに対して、地域住民から拠出された資金を用いて支援がなされている。

こうした任意団体の活動は、地域住民の善意によりなされているものと思うが、私としては公共性を担保し資金管理の透明性を高めるためにも、任意団体のある無しに関わらず、コミュニティスクール、もしくは学校・地域コーディネート本部の下で資金を管理し、使途も合議の上、有効活用し、もって子ども達のいっそうの教育振興、教育環境の充実を図っていくべきと考える。

コミュニティスクールによる教育振興のための資金管理や、コミュニティスクールの活動に対する補助制度について、教育委員会の見解を伺う。

3 学校選択制のあり方検討について

2004年に幼稚園と小学校で、そして2005年に中学校において、通学区域再編成への経過措置として、学校選択制が実施されて以来、10年あまりが経過した。

一般的に学校選択制と言えば関東圏で実施されているような教育の自由化や学校間競争を指すものであるが、本市では学区割の特性などによる通学区域の弾力的運用の側面が強いとされ、①学校間規模格差の解消、②通学区域の課題解消、③多様化する保護者ニーズへの対応の3つの課題解消を目指すものとされてきた。

しかし、この度の市教委の回帰分析結果でも明らかとなったように、中学校においては、僅かながら大規模校の流入傾向が見られるなど、当初の目的から一部修正が必要となっていることも事実である。

実際、私の母校である真野中学校においては、希望する部活動がないことや、教育環境の良さから、近接する仰木中学校や志賀中学校、伊香立中学校へ転出している児童が多いと聞く。

本年7月に通学区域審議会が開催される予定であり、そちらに通学区域再編成も含めた学校選択制のあり方検証を諮問すると聞いている。

私としては以前本会議で取り上げた際にも申し上げたが、コミュニティスクール制度を推進しようとする中で現行の学校選択制を取り続けることは、「地

域の学校」としての理念から逸れるものであり、廃止を含めた見直しが必要だと考えている。

今般、学校の規模適正化の議論も別途なされているが、本来は学校の規模適正化と、通学区域の再編成を含む学校選択制のあり方検討と、コミュニティスクールは、同じ場で議論されるべき三位一体のテーマと思われるが、現在はいずれもバラバラに検討が進められているように感じられる。

ついでにはこの際、通学区域審議会の答申を受けた後、行政において「地域に根差した今後の学校のあり方」として、三位一体となった素案を作成し、すでに行いつつある市民や保護者との対話に活用し、もって大津市の新しい時代の学校教育への契機としていくべきと考えるが、本市行政並びに教育委員会の見解を伺う。

4 企業局パワハラ案件について

[一問一答方式]

この問題に関しては、昨年6月議会の一般質問で触れており、公営企業管理者からは、パワーハラスメントの有無及び、事実関係を把握するために弁護士を介して調査しており、公正職務審査委員会による調査については、弁護士の調査結果を踏まえて判断していくという答弁がなされた。

そして今回、公正職務審査委員会による答申に基づき、パワーハラスメントを行った企業局職員は減給10%5か月、管理監督者は戒告及び文書嚴重注意の処分がなされた。

パワーハラスメントが行われている最中、被害家族が何度か料金収納課の加害職員Mや、上司T、U参事や保健師らにパワハラを止めてもらうよう要請し、組織として職員Mへの指導を求めたが、なんら取り合わず、結果的に被害職員は精神安定剤を大量服用し、病院で死亡したという流れを見ると、私は組織としての企業局が、パワハラを受けた職員を見殺しにしたといっても過言ではない痛恨の問題であると感じている。

そうしたことから、今議会冒頭で、公営企業管理者が当該パワハラの実態について謝罪を行ったが、企業局職員が死亡したことに対しては哀悼の意にまったく触れなかったことは誠に残念であった。

いじめでもパワハラでもそうだが、人が自死を選ぶ最大の理由は「恥」だと私は考えている。みんなが見ている前で服を脱がされかけたり、先生からは「そのくらいにしとき」と笑いながら見世物にされたり、同僚が見ている前で頭ごなしに「給料泥棒」と言われたり、いずれも耐え難い恥を感じ、自尊心を著しく損なわれたとき、人は死を選ぶのではないかと思うのです。

こうした状況に追い込まれ、職場では誰もが見て見ぬふりをし、指導の範囲だと思い込んでいたというのは、異常な職場だと思います。

調査結果によると、パワハラと死亡との因果関係はないということですが、せめて亡くなった職員の死が報われるよう、加害職員はもちろん、企業局の必

要性をかけて職場からパワハラを排除すべく取り組みを進めて頂きたいと切に願います。

以下質問を行う。

本市顧問弁護士の調査が昨年3月24日から9月14日までの6か月間、公正職務審査委員会による審査が昨年10月28日から本年4月19日までの6か月間、計1年間を要しているが、いじめ自死事件の際の第三者調査委員会の調査スピードから比較して本件は動きが非常に鈍いように思われる。なぜこれほど調査、審査に時間を要したのかを伺う。

公正職務審査委員会が行った審査過程や答申内容について、本市行政としての評価を伺う。

パワハラの疑いがある事案の報告義務を新たに設けたことはよいが、誰がパワハラと認定し、現にそこにあるパワハラに対して誰がどのようにして解決に向けて対処しようとするのかを伺う。

以上